二　和歌山県上野東地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線、標柱七号から小川谷川左岸官民地境界線に沿って標柱八号に至る線、標柱八号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号から田辺市及び上富田町の市町界に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
和歌山県田辺市上野
字鎌倉　二四五番　標柱一号
二四四番一　標柱二号
字大谷　一三六番一七　標柱三号
一三六番一　標柱四号
一三二番四　標柱五号
一三六番六　標柱六号
一〇八番一　標柱七号
九一番三〇　標柱八号
九一番一六　標柱九号
一九三番一　標柱十号
字鎌倉　三七五番二一　標柱十一号
三七五番三六　標柱十二号
標柱十三号

三　島根県和田南地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（和田地すべり防止区域標柱六号（昭和五十三年三月三十一日農林省告示第四百十一号）から標柱九号（布勢灘地すべり防止区域標柱五号（昭和六十一年三月二十五日農林水産省告示第四百七十四号）までを順次結んだ線、標柱九号から布勢灘地すべり防止区域の境界線に沿って標柱十号に至る線、標柱十号から標柱十二号（和田地すべり防止区域標柱一号）までを順次結んだ線、標柱十二号から和田地すべり防止区域の境界線に沿って標柱十三号（和田地すべり防止区域標柱十号）に至る線、標柱十三号から標柱十四号（和田地すべり防止区域標柱七号）を結んだ線及び標柱十四号から和田地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
島根県出雲市奥宇賀町
字弥陀ノ奥　一二八五番　標柱一号
字菅代　一三二六番　標柱二号
一三二八番　標柱三号
字北廻　一三三五番三　標柱四号
字才ノ峠　六五七番一　標柱五号
字芝橋　五五九番五　標柱六号
字桁ノ内　六七九番　標柱七号
字河内内廻奥　一二五二番　標柱八号
字廻　一二〇五番　標柱九号
字中道上　一二六七番　標柱十号
字中道　一二六九番一　標柱十一号
字堂過　七三一番六　標柱十二号
字堂道　一二九六番三　標柱十三号
字弥陀ノ奥　一二八六番五　標柱十四号

○農林水産省告示第五百十六号
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。
平成二十五年三月一日
農林水産大臣　林　芳正

一　兵庫県殿畑地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域標柱二号（平成八年十二月二日農林水産省告示第千八百六十七号）から標柱三号（既指定区域標柱三号）までを順次結んだ線及び標柱三号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
兵庫県三木市口吉川町
殿畑字西小谷　一六二三番　標柱一号
裾原字北山　七七〇番　標柱二号
殿畑字境カチ　一八五三番　標柱三号

二　島根県笹山地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域標柱四号（昭和五十二年三月二十六日農林省告示第三百四号）から標柱四号（既指定区域標柱五号）までを順次結んだ線及び標柱四号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
島根県出雲市園町
字替畑ケ　二五四〇番　標柱一号
字笹山　一〇一六番九　標柱二号
字笹山西　一〇二〇番二　標柱三号
一〇二七番　標柱四号

三　島根県高野地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号（既指定区域標柱三号（昭和四十六年三月十六日農林省告示第四百六十一号）までを順次結んだ線及び標柱五号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
島根県浜田市熱田町
一〇四七番一　標柱一号
一〇五〇番一　標柱二号
九一三番　標柱三号
一〇五二番一　標柱四号
一〇五九番一　標柱五号

四　島根県中今明地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号（既指定区域標柱一号（昭和六十年三月三十日農林水産省告示第四百六十五号）までを順次結んだ線及び標柱五号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
島根県浜田市三隅町井野
へ八八四番　標柱一号
へ八八二番二　標柱二号
へ八八〇番二　標柱三号
へ一九七二番　標柱四号
へ一九六八番　標柱五号

○経済産業省告示第三十号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。
平成二十五年三月一日
経済産業大臣　茂木　敏充
別表一の項中「石油環境対策基盤等整備事業費補助金」を「石油環境対策基盤等整備事業費補助金　石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業に係るものに限る。）」に、「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新成長産業群創出事業及び先端農業産業化システム実証事業に係るものに限る。）」を「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新成長産業群創出事業及び先端農業産業化システム実証事業に係るものに限る。）」に、「中小企業経営革新支援対策費補助金」を「中小企業経営革新支援　中小企業経営支援等対策費補助金（地域自立型買い物弱者対策支援事業に係るものに限る。）」に、「中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金」を「中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金」に改める。

附　則
この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第三十一号
輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。
平成二十五年三月一日
経済産業大臣　茂木　敏充
二の二の表の第1の2922・29の項中「2―（4―ヨード―2・5―ジメトキシフェニル）エタンアミン」の下に「、1―（4―メトキシフェニル）―N―メチルプロパン―2―アミン」を加える。
二の二の表の第1の2922・39の項中「2―（メチルアミノ）―1―（4―メチルフェニル）プロパン―1―オン」の下に「、2―エチルアミノ―1―フェニルプロパン―1―オン」を加える。
二の二の表の第1の2933・99の項中「1―ナフタレニル（1―ペンチル―1H―インドール―3―イル）メタノン」の下に「、N, N―ジアリル―5―メトキシトリプタミン、1―フェニル―2―（ピロリジン―1―イル）ペンタン―1―オン、（1―ブチル―1H―インドール―3―イル）（ナフタレン―1―イル）メタノン、（4―メチルナフタレン―1―イル）（1―ペンチル―1H―インドール―3―イル）メタノン」を加える。
三の9の(2)中「エジプト」の下に「、エルサルバドル」を加え、「、ガイアナ」を削る。
三の9の(3)のイ中「マレーシア」の下に「、モルディブ」を加える。

附　則
この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、三の9の(3)のイの改正規定は、平成二十五年三月十二日から施行する。